

電子申告簡易マニュアル 実践〔相続税〕編

内容

1. 魔法陣データを読み込む..... 2
2. 署名をする 6
3. 送信する 7
4. 受付結果（受信通知）を確認する 8

1. 魔法陣データを読み込む

(1)相続税ソフト側で必要な項目に入力をする

■基本情報

「相続税申告の e-Tax を利用する」にチェック

● 基本情報	
基本情報	
個人 No.	1111
データ名	<input type="checkbox"/> 被相続人氏名を表示する 魔法陣 太郎
<small>(注) 評価明細書又は贈与税のみのデータを作成する場合も必ず適当なデータ名を入力してください。データを開く際に、このデータ名を表示します。</small>	
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税申告のe-Taxを利用する	

「相続税申告の e-Tax を利用する」にチェックを入れることで、【相続人情報】の「e-Tax：利用しない」が「e-Tax：利用する」に設定され、利用者識別番号が入力できる状態になります。

■相続人情報

・「利用者識別番号」の入力

※電子申告を行うすべての相続人にたいして利用者識別番号を設定してください。

利用者識別番号が設定されていない相続人は相続税の申告書を提出したことはありません。

※電子申告を行わない相続人は、e-Tax「利用しない」に設定してください。

「利用しない」に設定した相続人は、電子申告で読み込む際に申告書第 1 表の読み込み対象となりません。

● 相続人情報					
相続人情報 納税義務等の承継					
相続人 No.	1	e-Tax	利用する	利用者識別番号	1111111111111111
フリガナ氏名	魔法陣 一郎				

● 相続人情報					
相続人情報 納税義務等の承継					
相続人 No.	2	e-Tax	利用する	利用者識別番号	2222222222222222
フリガナ氏名	魔法陣 二郎				

● 相続人情報					
相続人情報 納税義務等の承継					
相続人 No.	3	e-Tax	利用する	利用者識別番号	3333333333333333
フリガナ氏名	魔法陣 三郎				

・「続柄 (e-Tax 区分)」の設定

年齢	44 歳
続柄	長男 (e-Tax区分) 長男
配偶者	<input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当

■第 11 の 2 表

・細目コード (e-Tax コード) の設定

相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書(第 11 の 2 表) の「相続時精算課税適用財産の明細」を入力する場合、「コード一覧」ボタンより「細目コード一覧」を呼び出し、取得した財産に応じたコードを選択してください。

※細目コード (e-Tax コード) が未設定の財産は、種類・細目が読み込みされません。

2. 相続時精算課税適用財産の明細						
(円)						
番号	相続人No. 贈与を受けた人氏名 贈与年月日	種類	細目	利用区分 銘柄等	所在場所等	数量
		e-Taxコード				価額
0	1 魔法陣 一郎 0・0・0	土地	11 コード一覧			0

■送信票の作成

「電子申告」—「送信票 (相続税)」より、送信票を作成します。

郵送・イメージ送信する書類がある場合は、該当書類の提出区分を「有」に設定してください。

送信票			
相続税の申告書等送信票 (兼送付書)			
送信 (送付) 書類名	提出区分		
	電子	イメージ	郵送
申告書 (相続税)	第 1 表・第 1 表 (続)	有	無
	第 1 表の付表 2	無	無
	第 2 表	有	無

共通書類	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本又は図形式の法定相続情報一覧図の写し	無	無
相続時精算課税適用関係書類	相続時精算課税の適用に関する書類等	無	無
配偶者の税額軽減関係書類	配偶者の税額軽減に関する書類等	無	無
小規模宅地等の特例関係書類	小規模宅地等の特例に関する書類等	無	無

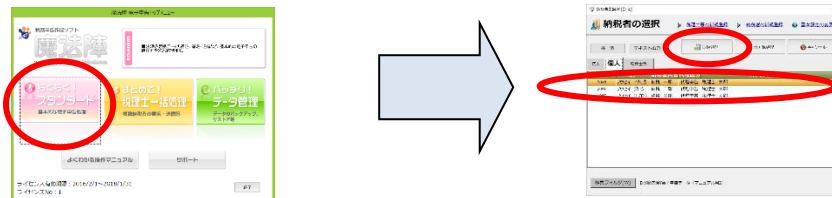
<申告データ送信後>

相続税データを電子申告した後、メッセージボックスにメッセージが届きます。そのメッセージ詳細画面 (受信通知) に「送付書」ボタンがありますので、クリックして印刷を行い、別途郵送 (持参) する添付書類とともに税務署に提出してください。

(2)電子申告ソフトでデータを読み込む

1. トップメニュー<らくらく！スタンダード>をクリックし、「納税者の選択」画面で納税者を選択して「国税処理」をクリックしてください。

※「納税者の選択」画面に税理士や納税者をまだ登録していない場合は、簡易マニュアル「申告前準備【国税】編」を参照し、税理士や納税者の新規登録作業を行ってください。



※相続人が複数いる場合、代表となる相続人をひとり決めて、納税者の選択画面よりその相続人（納税者）を選択して国税処理へ進みデータ読み込みを行ってください。

代表となる相続人は、申告書第1表の財産取得者の1人目である必要はありません。

相続税	電子申告
<相続人情報>	<納税者の選択>
相続人A 利用者識別番号： 1111111111111111	納税者A 利用者識別番号： 1111111111111111
相続人B 利用者識別番号： 2222222222222222	※代表となる相続人をひとり 設定し、データ読み込みを行う
相続人C 利用者識別番号： 3333333333333333	

<提出先税務署について>

相続税申告書の提出先は、書面で提出する場合と同様に被相続人の死亡の時ににおける住所地を管轄する税務署となります。

電子申告【納税者の選択】で選択する納税者の税務署名が送信したい税務署と異なる場合、相続税データの読み込みを行う前に税務署名を変更し【魔法陣データの読み込み】を行ってください。

※相続税データの読み込みが終わった後に、元の税務署名に変更してください。

2. <魔法陣データ>ボタンから「魔法陣データの読込」画面を開き、「手続き」と「申告年度」を選択してください。(手続き=相続税)

3. 該当データが表示されますので、データを選択し、<読み込み>ボタンをクリックしてください。

魔法陣データの読込

手続き: 相続税

申告年度(年分): 令和2年度(年分)

読み込み(Y) キャンセル(N)

利用者識別番号が一致するデータのみ表示

読込元フォルダ	個人No.	データ名称	申告区分	作成日時
C:\Users\Public\Documents\魔法陣\魔法陣データ	0000	魔法陣 太郎	確定	令和2年08月31日

データを選擇するとオレンジ色になります。

読込元フォルダが違う場合、「参照」ボタンよりデータが入っているフォルダを指定してください。

参照(W) C:\Users\Public\Documents\魔法陣\魔法陣データ

4. 読み込まれたデータが表示されますので、ステータスを確認してください。

- ・正常に読み込まれた場合 ⇒ ステータスは「作成中」
- ・エラーがある場合 ⇒ ステータスは「作成中(スキーマエラーあり)」

魔法陣電子申告

申告書等データ一覧

納税者No.: 9101
納税者名: 魔法陣 一郎

スキーマエラーがある場合、ダブルクリックで帳票一覧を表示させ、エラーの帳票をプレビューしてください。
エラーの箇所が赤く表示されます。
⇒相続税ソフトに戻って訂正し、電子申告ソフトで再度読込を行ってください。

データ名称	税目	事業年度等	申告区分	帳票枚数	提出済	作成日時	ステータス
9101令和2年分相続税確定	相続	令和2年分	確定	28	提出済		作成中(スキーマエラーあり)

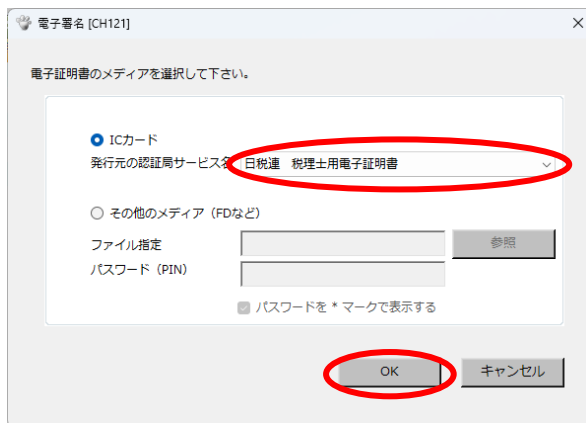
2. 署名をする

読み込んだデータに問題がなければ、電子証明書を付与します。

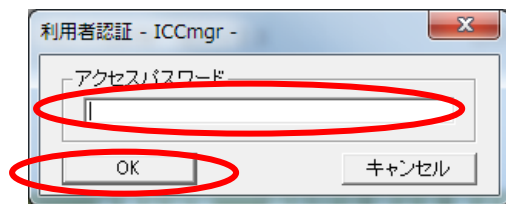
1. 「署名・送信」をクリックし、データを選択して「署名付与」をクリックしてください。



2. 発行元の認証局サービス名を選択して「OK」をクリックしてください。



3. 内容確認画面が表示されますので、内容確認後「OK」をクリックしてください。
4. パスワードを入力する画面が表示されますので、ユーザーPINを入力してください。



※ご使用の電子証明書によって、「パスワード入力画面 → 内容確認画面」の順に表示される場合もあります。

5. 「署名が完了しました。」のメッセージが表示されますので「OK」をクリックし、データの署名数が「1」になっていることを確認してください。

これで、署名完了です。

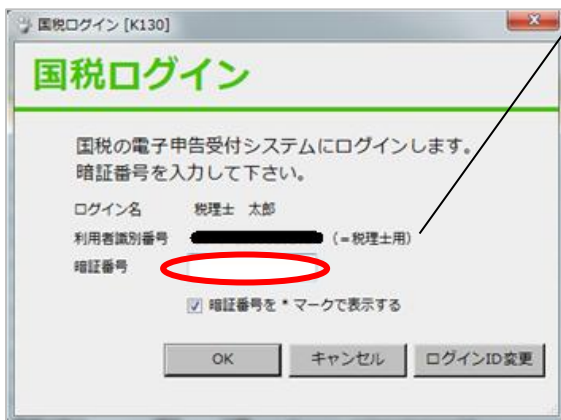
3. 送信する

署名が完了すれば、あとは送信です。(国税庁受付システムへ送信します。)

1. 送信したいデータを選択して「送信」ボタンをクリックしてください。



2. 国税ログイン画面が表示されますので、暗証番号を入力し「OK」をクリックしてください。



ログイン時の利用者識別番号は、「基本設定」の代理区分により自動表示します。

- ・「本人申告」を選択している場合
⇒「納税者本人」の利用者識別番号が表示されます。
- ・「代理申告」を選択している場合
⇒「関与税理士等」の利用者識別番号が表示されます。

3. 送信後、即時通知が表示されます。

ダブルクリックまたは詳細表示ボタンより即時通知の内容を確認してください。エラーになっていなければ画面を閉じてメッセージボックスに進んでください。

※即時通知は「送信」ができたかどうかのみを確認するものです。正常に「受付 (受理)」がされたかどうかはメッセージボックスに届く受付結果を見てみないとわかりません。必ずメッセージボックスで受付結果を確認してください。受付結果 (受信通知) が収受印の代わりであり、法的な証明となります。

※即時通知は一度閉じると再表示ができません。必要に応じて印刷または保存してください。

4. 受付結果（受信通知）を確認する

メッセージボックスの「受付結果」を確認してください。

メッセージボックスの「税理士分」（本人申告の場合は「本人分」）をクリックすると、受信したメッセージの一覧が表示されます。「受付結果」を確認してください。

ダブルクリックして受信通知を表示し、エラーがないかどうかを確認してください。

代理送信した場合、受付結果に問題がなければ、納税者のメッセージボックスにも税理士のメッセージボックスにも同じメッセージが格納されます。

未読/既読	受付結果	子続	氏名または名称	受
	受付完了	相続税申告	相続 三郎	2025/1
	受付完了	相続税申告	相続 二郎	2025/1
	受付完了	相続税申告	相続 一郎	2025/1

正常に申告データの送信が行われた場合、受信通知は関与税理士と利用者識別番号が設定されたすべての納税者のメッセージボックスに格納されます。ただし、正常に送信が行われなかった場合、エラー等の通知は関与税理士のメッセージボックスのみに格納されます。

- ・エラーが表示されていない場合 ⇒ **正常に受付がされています。電子申告完了です。**
※受信通知が收受印代わりになりますので、必ず「印刷」または「保存」してください。（1900日を過ぎると、e-Taxサーバーからメッセージが自動的に削除されてしまいます。）
- ・エラーが表示されている場合 ⇒ **受付がされていません。**
※エラー内容を確認し、訂正後、再度読込・送信してください。
エラーの対処方法がわからない場合、弊社サポートセンターまでお問い合わせください。

<参考>

- ・読み込み対象の相続人が9人を超える場合はデータを読み込むことができません。
- ・正常に申告データの送信が行われた場合、受信通知は関与税理士と利用者識別番号が設定されたそれぞれの納税者のメッセージボックスに格納されます。